



就学援助についてのお知らせ（令和8年度用）

志木市では、経済的な理由により教育の機会が失われないよう、市立の小・中学校に通学する児童生徒の保護者の方に、学用品費（一部）や学校給食費などの援助をしています。援助を希望される方は、次の要領で申請をしてください。※毎年度、申請が必要です。

1 援助を受けることができる方

志木市に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 世帯の年間総所得金額が定められた金額以下の世帯（「7 認定の目安」参照）
- (2) 特別な事情で、学校に必要な費用（学用品費等）にお困りの世帯

2 申請方法

(1) 書類による申請

『志木市就学援助費受給申請書・承諾書』の提出

※学校・教育委員会で配付しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

令和8年1月2日以降に志木市に転入した場合

所得の確認のため、次のいずれかの方法を選択してください。

- 課税証明書等を提出する。（家族全員の所得がわかるもの）
（課税証明書は本年6月以降に1月1日現在の住所地の市区町村で発行されますので、後日提出してください。）
- 申請書へ個人番号を記入する。（下記の必要書類を参照ください）
必要書類 ※他市より転入等により個人番号の記載をいただいた方は、下記の通り（ア）～（ウ）のいずれかの提出をお願いします。（記載した方全員分）※コピー可

志木市教育委員会学校教育課へ持参の場合

- （ア）マイナンバーカードの持参
- （イ）通知カード（記載事項に変更ないもの）及び申請者身元確認書類（運転免許所証、パスポート、在留カード等）
- （ウ）個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し及び申請書身元確認書類（運転免許証、パスポート、在留カード等）

志木市教育委員会学校教育課へ送付の場合

上記の（ア）～（ウ）のいずれかの書類の写しを封筒に入れ、簡易書留で送付してください。

【提出先】

志木市教育委員会学校教育課へ持参 ※持参先：志木市役所2F 学校教育課へ
志木市教育委員会学校教育課へ送付 ※送付先は裏面下記の間合せ先住所へ
通学中（予定）の学校へ提出 ※個人番号の記載がない申請書のみ

(2) 電子申請

市ホームページ《電子申請・届出サービス》から申請してください。

※令和8年1月2日以降に転入された方は課税証明書等の提出、または申請書に個人番号の記入をお願いします。

3 申請期間 令和8年3月2日（月）から4月30日（木）まで

※年度途中からの申請も可能ですが、その場合は申請を受付した月の翌月以降の費用が援助の対象となります。

裏面もお読みください。

4 注意点

- (1) 毎年度、申請が必要となりますので、令和7年度に援助を受けている方も、新たに申請が必要となります。
- (2) 新小学1年生の方で、新入学学用品費入学前支給の申請をしている方も、認定結果に関わらず、新たに申請が必要となります。
- (3) 収入がない方も必ず、市（県）民税の申告は行ってください。申告をされていない方は、審査を行うことができません。
- (4) 小学校、中学校にそれぞれお子様がいらっしゃる場合で書類申請する方は、1枚の申請書にまとめて記入し、中学校又は学校教育課へ提出してください。
- (5) 志木市に在住し、市外の市立学校に通学の場合は、学校教育課へ提出してください。

5 審査結果

- 認定の可否については、教育委員会で審査の後、申請者全員に通知します。
- 新年度課税確定後の6月下旬以降に結果通知を発送しますので、必ず確認してください。結果が届かない場合は、お問い合わせください。
- 年度途中の申請の場合、審査結果通知は申請日の翌月上旬となります。
- 認定後に世帯の状況（住所、氏名、世帯構成）、振込口座などに変更があった場合は、変更届を学校教育課へ提出してください。

6 就学援助の主な内容 ※支給額は、変更される場合があります。

援助対象	小学校	中学校	支給時期
学用品費（年額）	11,630円	22,730円	・学期ごとに分割支給
通学用品費（年額）	2,270円<1年生を除く>		
新入学学用品費（年額）	57,060円 <小学1年生>※1	63,000円 <中学1年生>※1 <小学6年生>※2	・1学期末に全額支給 ※1 <u>入学前受給者を除く</u> 令和8年4月1日付け認定者のみ ※2 小学6年生は新中学1年生分を3月に入学前支給
学校給食費	実費相当額		・学期ごとに分割支給
校外活動費	実費相当額 <参加者のみ>		・学校からの報告に基づき支給
宿泊活動費			
修学旅行費			
オンライン学習通信費	年間限度額 15,000円 <実施状況により月額支給>		・学期ごとに分割支給（世帯単位）
医療券	学校での検診により治療勧告を受けた疾病 (トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病)		

7 認定の目安 ※ 家庭の状況（世帯構成、年齢等）により異なります。

例	世帯構成	世帯の年間総所得金額	
		持ち家の場合	賃貸の場合
1	母（33）、子（8・小学3年）子（4・未就学児）	約282万円以下	約369万円以下
2	母（46）、子（22）、子（13・中学2年）	約305万円以下	約402万円以下
3	父（35）、母（35）、子（8・小学3年）、子（4・未就学児）	約286万円以下	約383万円以下
4	父（43）、母（38）、子（13・中学2年）、子（12・中学1年）、子（10・小学5年）	約392万円以下	約489万円以下
5	父（42）、母（35）、子（9・小学4年）、子（6・小学1年）、子（2）、祖母（80）	約380万円以下	約488万円以下

※ 令和7年(令和7年1月～令和7年12月分)の世帯全員の年間総所得により判定します。

◆ 問合せ先

住所：〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

電話：456-5366(直通)

志木市教育委員会教育政策部 学校教育課